

広報いちかわに掲載する広告の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市（以下「市」という。）が発行する広報紙「広報いちかわ」に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載することのできる広告に関する基準)

第2条 広報いちかわへの広告の掲載は、市川市広報広聴課広告掲載基準（平成27年3月30日決裁）に従い行うものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載希望が競合した場合の優先順位は、次の表のとおりとする。

順位	広告の申込者
1	市に事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）を有する国、公共団体、公共的団体、公益社団法人又は公益財団法人その他これらに準ずるもの（以下この表において「国等」という。）
2	市内に事務所等を有しない国等
3	1の項及び2の項に定めるもの以外の者又は団体で、市内に事務所等を有するもの
4	その他の者又は団体

2 前項の表で定める優先順位が同じ順位となる申込みがあった場合は、申込みが早い者を上位の順位とする。

(広告の種別等)

第4条 広告の種別、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	規格（1コマ当たり）	掲載料（1コマ当たり）
1号広告	カラー、たて84mm×よこ57.5mm	50,000円
2号広告	2色、たて84mm×よこ57.5mm	30,000円

2 前項の表で定める2号広告の色は、1色を黒とし、他の1色は広報広聴課で指定するものとする。

3 第1項の表で定める広告の規格については、それぞれ4コマまでを使用し

て1件の広告とすることもできるものとする。

- 4 掲載する広告には、「広告」の文字を表示するものとする。ただし、広報いちかわの紙面に広告の掲載スペースを示した見出しなどを記載した場合は、この限りでない。

(広告掲載スペース)

第5条 広告の掲載号、掲載スペース及び種別は、次の表のとおりとする。

掲載号	掲載スペース	種別
第1週号	12面(横に4コマまで)	1号広告
第3週号	2面から8面までのいずれかの面 (横に4コマまで)	2号広告

- 2 市は、前項の掲載スペース内において広告を掲載するものとし、申込者は、掲載位置を指定することができないものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、発行号単位とする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告掲載の募集は、広報いちかわ、市川市公式Webサイト等で広く行うものとする。

(広告掲載の申込み及び承諾)

第8条 広告掲載を希望する事業者は、広報いちかわ広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる資料等とともにこれを市長に提出するものとする。

- (1) 広告の原稿案
- (2) 広告に関する事業の説明資料
- (3) その他広報広聴課で指定する資料等

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、広報いちかわへの広告掲載の諾否を決定し、広報いちかわ広告掲載承諾通知書(様式第2号)又は広報いちかわ広告掲載不承諾通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(広報いちかわ広告運営委員会)

第9条 市長は、広報いちかわへの広告掲載を適正に運営するため、庁内に広報いちかわ広告運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 法務課長
- (2) 広報広聴課長
- (3) 契約課長
- (4) 商工振興課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は広報広聴課長を、副委員長は法務課長をもって充てる。

4 委員会の会議は、広告掲載の諾否に関して疑義が生じた場合等において、委員長が必要と認めたときに開催する。

5 委員会の事務は、広報広聴課において処理する。

(版下原稿の提出)

第10条 広告掲載の承諾を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、別に指定する期限までに版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、別に指定する期限までに、掲載の承諾を受けた広告にかかる広告掲載料の全額を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載した広告に関連して第三者に与えた損害は、広告主が賠償するものとする。

3 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の承諾の取消し等)

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 版下原稿を期限までに提出しなかったとき。

(2) 広告掲載料を期限までに納入しなかったとき。

(3) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、広報いちかわの公共性を害するおそれが生じたとき。

(4) 広告主がやむを得ない事情により広告掲載の取消しを申し出たとき。

2 市長は、前項により広告の掲載の承諾を取り消したときは、広報いちかわ広告掲載承諾取消通知書（様式第4号）により、当該取消しの決定を受けた者に通知するものとする。

（既納の広告掲載料）

第14条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主が前条第1項第4号の規定による申出をしたとき（広告掲載料の納付期限が経過していない場合に限る。）又は広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載することができないときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

市川市長

広報いちかわ広告掲載申込書

広告掲載申込者

（名 称）

（代表者氏名）

印

（所在地）

広報いちかわに掲載する広告の取扱に関する要領第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

広告種別（○で囲む）	1号広告（1週号） ・ 2号広告（3週号）	
掲載希望号	年 月 日号	希望する広告のコマ数
コマ数（○で囲む）		1コマ ・ 2コマ ・ 3コマ ・ 4コマ
広告掲載料	円	

※ 同一内容の広告を複数の号に掲載する場合は、「広告掲載料」は合計額を記載し、「掲載希望号」は希望する全ての号を記載してください。

添付資料

① 広告原稿案

② 広告に関する事業の説明資料

② その他（ ）

[申込担当者]

（氏 名）

（電話番号）

（FAX番号）

（メールアドレス）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

市川市長

広報いちかわ広告掲載承諾通知書

年 月 日付で、申込みのあった広報いちかわの広告掲載を次のとおり承諾しましたので通知します。

1 掲載広告

- (1) 種 別 号広告
(2) 掲載号 年 月 日号
(3) コマ数 コマ

2 広告掲載料 ¥ .-

3 納入方法 年 月 日までに同封の納入通知書により、お支払いください。納入後に、支払い済みの納入通知書を広報広聴課に提示してください。

(FAX 可：047-712-8764)

4 原稿提出期限 広告版下原稿は、年 月 日までに、広報広聴課に提出してください。（電子メール可）

[問い合わせ先]

広報広聴課

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

市川市長

広報いちかわ広告掲載不承諾通知書

年 月 日付けで、申込みのあった広報いちかわの広告掲載を次のとおり不承諾したので通知します。

1 掲載の申込みがあった広告

- (1) 種 別 号広告
- (2) 掲載希望号 年 月 日号
- (3) 希望コマ数 コマ

2 不承諾の理由

[問い合わせ先]

広報広聴課

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

様

市川市長

広報いちかわ広告掲載承諾取消通知書

年 月 日付で承諾した広報いちかわの広告掲載を次の
とおり取り消したので通知します。

取消理由

[問い合わせ先]

広報広聴課